

「有田川がつなぐ 人と自然 山とまち 交流が未来をつむぐ」

# 新町まちづくり計画



吉備町・金屋町・清水町では、  
合併による新しいまちづくりを進めるため、新町建設計画をまとめました。  
本計画は、3町が一体となって、地域の発展や住民福祉の向上を図るための指針となるもので、  
平成18年度から令和7年度の21年間における、新町のまちづくりの  
基本方向及び基本事業を示すものです。

平成17年1月

吉備町・金屋町・清水町合併協議会

平成26年12月変更

令和2年12月変更



I 序論	1
1 合併の必要性	1
(1) 社会の流れからみた合併の必要性	1
(2) 地域特性からみた合併の必要性	2
2 計画の策定方針	3
(1) 計画の趣旨	3
(2) 計画の構成	3
(3) 計画の期間	3
(4) 計画の内容	3
II 新町の概況	4
1 位置と地勢	4
2 人口・世帯数	4
(1) 人口	4
(2) 世帯数	5
(3) 年齢別構成	6
3 産業	6
4 土地利用	7
5 財政動向	8
III 主要指標の見通し	9
1 人口の推計	9
(1) 総人口の推計	9
(2) 年齢3区分別人口の推計	9
2 世帯数の推計	10
(1) 世帯数の推計	10
IV 新町まちづくりの基本方針	11
1 新町の将来像	11
2 新町の基本方針	11
(1) 健やかで安らぎのある、心豊かなまち	13
(2) 地域の特性を活かし、多様な産業・交流機会のあるまち	13
(3) 自然と共生し、快適に暮らせるまち	13
(4) 地域一体となり、新しい時代を創造するまち	14
(5) ふれあい、学びあい、生き生きとした暮らし育むまち	14
(6) 住民参加と様々な交流により開かれたまち	14
3 新町の土地利用及び都市構造	15
4 重点プロジェクト	18

V	新町の施策	19
1	保健・福祉・医療の充実	19
	(1) 高齢者福祉の充実	19
	(2) 保育の充実及び子育て支援	19
	(3) 社会福祉の充実	19
	(4) 保健・医療の充実	20
2	産業振興・農山村整備	22
	(1) 農業の振興	22
	(2) 林業の振興	22
	(3) 商工業の振興	22
	(4) 観光の振興	23
	(5) 就労体制の充実	23
	(6) 若年世代の移住・定住の推進	23
3	生活環境整備・自然環境保全	25
	(1) 生活基盤の整備	25
	(2) 消防・防災・救急体制の整備	25
	(3) 自然環境の保全と活用	26
4	都市・情報基盤整備	28
	(1) 市街地及び公園・緑地の整備	28
	(2) 交通基盤の整備	29
	(3) 情報基盤の整備	29
5	教育・文化の充実，女性の社会参画	31
	(1) 学校教育の充実	31
	(2) 生涯学習の推進	31
	(3) 文化・スポーツの振興	31
	(4) 人権教育の充実	32
	(5) 青少年の健全育成	32
	(6) 女性の社会参画	32
6	連携・交流の促進，行政サービスの向上	34
	(1) 地域の交流の促進	34
	(2) 国際交流の促進	34
	(3) 行政サービスの向上	34
VI	新町における県事業の推進	36
1.	和歌山県の役割	36
2.	主な県事業等	36
3.	主な財政支援	36
VII	公共的施設の統合整備	37
VIII	財政計画	38

# I 序 論

吉備町・金屋町・清水町の3町は、紀伊半島の北西部、和歌山県のほぼ中央部に位置し、東は紀伊山地、北は長峰山脈、南は白馬山脈、西は有田市に囲まれた東西に細長い形状をなし、高野山に源を発する有田川が3町の中央部を西に蛇行しながら有田川流域を形成しています。その、上流域の急峻な山地部分から下流域の平野部分までが有田川に沿って一体的な生活圏を形成してきており、上流域に降った雨が深い山に蓄えられ、樹々を育て、時間をかけて有田川まで達し、豊かな水の流れが下流域の農業や生活の支えとなる、持続的な環境を守っています。

歴史的な流域の発展は、空海が高野山を開創した時代に川沿いの高野有田街道が開かれたことをはじまりとし、農林業を中心として栄えた地域です。

以上のような風土的な一体性のもと、相互補完的な流域生活圏を形成し、農林業などの産業面でのつながりを保持しつつ今日に至っています。

## 1 合併の必要性

### (1) 社会の流れからみた合併の必要性

市町村合併は、地方分権の進展や少子・高齢社会の進行、日常生活圏の拡大などの急激な社会情勢の変化に対応し、将来にわたって住民一人ひとりが安心して快適に暮らすことができる、住民福祉の維持向上と活力ある地域社会を築いていくために有効な手段です。

吉備町、金屋町、清水町の3町が、新しい社会の動きや地域全体の課題に的確かつ効果的に対応し、安心して暮らせる活力ある地域社会を実現していくための合併の必要性は、次のとおりです。

#### ① 地方分権の進展

地方分権の時代を迎え、それぞれの自治体が住民のニーズを的確に把握し、自らの判断で決定し、自らが責任をもって、個性豊かなまちづくりを推進していくことがますます求められています。このような状況のなか、自治体の能力の違いが、地域行政サービスの差や地域活力などに影響することが予想されます。

新町においても、限られた人材を有効に配置するとともに、専門的で高度な行政サービスに対応できる職員を確保するなど、行政能力を高める必要があります。

#### ② 少子・高齢化の進行

人口減少と少子高齢化は、年少人口と生産人口の減少により経済に大きな影響を与え、高齢化の進行に伴う保健・福祉・医療等の社会保障関係経費の増大が懸念されています。

3町においても、速度に違いはあるものの少子・高齢化は進行しており、保健・福祉・医療面での対応、教育環境の充実や高齢者の生きがい対策など、少子・高齢化社会に対応できる組織体制を整える必要があります。

### ③ 住民ニーズの多様化・高度化

環境問題、高度情報化、国際化等の時代の変化に伴い、住民ニーズはますます高度化、多様化する傾向にあります。

新町においても、住民ニーズを的確に把握し対応するため、財政基盤の強化、専門職員の育成、効率的な公共施設の活用などが必要になります。

### ④ 行財政運営基盤の強化

景気の低迷が長期に及び国、地方財政はたいへん厳しい状況にあります。さらに地方交付税制度の先行きが不透明ななか、今後、行政サービスを提供していくためには、簡素で効率的な行政体制の実現や財政基盤の強化を図っていく必要があります。

## (2) 地域特性からみた合併の必要性

新町として一体的・総合的なまちづくりを進めていくためには、歴史的な3町のつながりの強さや人の交流、あるいは産業面や観光面からみた類似性・相互補完性などが前提となり、住民が身近に感じることでできる一体的な地域社会を形成するための合併の必要性は、次のとおりです。

### ① 歴史的経緯

3町は、明治12年の郡区町村制施行により有田郡に属し、明治22年の市町村編成により12ヵ村が設置され、昭和30年から昭和34年に吉備町、金屋町、清水町の3町に再編され現在に至っており、歴史的にも結びつきが深く、人的交流も活発で、通勤・通学や買い物などの日常生活面でもつながりの強い地域といえます。

### ② 地域の一体化による活力の向上

交通・情報通信手段の発達等に伴い、住民の日常社会生活圏は拡大しており、現在の行政区域にとらわれることなく、広域的な観点からまちづくりを展開することが必要になります。

新町においても、幹線道路の整備や公共施設の有効利用などの相互にネットワークされたまちづくりの展開、重点的な投資による基盤整備の推進、総合的な活力の強化、地域のイメージアップ、環境問題、観光振興など横断的な調整が必要な施策の展開など、住民の生活圏の拡がりに対応した行政体制を整える必要があります。

## 2 計画の策定方針

### (1) 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づく計画として作成するものです。吉備町、金屋町、清水町の合併後の新町のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、本計画を実現することにより3町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新町全体の均衡ある発展を図ろうとするものです。

なお、新町の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的な内容については、本計画に基づき、新町において策定する総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）に委ねるものとしします。

### (2) 計画の構成

本計画は新町のまちづくりを進めていくための基本方針、その基本方針を実現するための主要施策、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心に構成するものとしします。

### (3) 計画の期間

本計画の期間は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く20年度について定めるものとしします。

### (4) 計画の内容

新町のまちづくりの基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視点に立つものとしします。

また、新町の財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国・県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにするものとしします。

## Ⅱ 新町の概況

### 1 位置と地勢

有田川町は、紀伊半島の北西部、和歌山県のほぼ中央部に位置し、西は有田市、北は海南市・紀美野町、東はかつらぎ町・田辺市・奈良県、南は湯浅町・広川町・日高川町と接しています。

また、東は紀伊山地、北は長峰山脈、南は白馬山脈、西は有田市に囲まれた東西に細長い形状をなしており、東西 28km、南北 13km、面積 351.84 km<sup>2</sup>となっています。

地形は、高野山に源を発し最大の流域を有する有田川が3町の中央部を西に蛇行しながら有田川流域を形成しています。褶曲と起伏が多く、比較的急傾斜の多い山岳地形となっていますが、有田川下流域には平野が開け、市街地が形成されています。有田川上流域は高野龍神国定公園に指定されており、白馬山脈の城ヶ森山等を中心とした地域が城ヶ森鉾尖県立自然公園に指定されています。また生石ヶ峰の山頂付近は生石高原県立自然公園に指定されています。

気候は、瀬戸内気候区と南海気候区に属し、平野部と山間部においては、若干気象状況に差異がありますが、比較的温暖な気候に恵まれています。

### 2 人口・世帯数

#### (1) 人口

3町の平成16年以降の住民基本台帳による人口の推移は、3町全体では年間0.8%程度の微減傾向で推移しています。令和元年年10月現在の人口は、3町全体で26,389人であり、そのうち吉備町が全体の62%、金屋町が27%、清水町が11%を占めています。

各町別にみると、吉備町が年間0.5%前後の微増傾向で推移しているのに対して、金屋町は年間2%前後の微減、清水町は年間4%前後の減少傾向を示しています。

#### ◆ 人口の推移

単位：人

区分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
吉備町	15,039	15,075	15,119	15,242	15,314	15,367	15,429	15,468	15,647	15,731
金屋町	9,563	9,422	9,249	9,080	8,905	8,765	8,601	8,419	8,232	8,087
清水町	4,917	4,798	4,670	4,571	4,419	4,253	4,118	3,966	3,890	3,771
3町計 (有田川町)	29,519	29,295	29,038	28,893	28,638	28,385	28,148	27,853	27,769	27,589



区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
吉備町	15,868	15,981	16,120	16,236	16,318	16,367
金屋町	7,969	7,813	7,681	7,472	7,276	7,043
清水町	3,640	3,495	3,370	3,223	3,094	2,979
3町計 (有田川町)	27,477	27,289	27,171	26,931	26,688	26,389

(資料：住民基本台帳 各年10月1日現在)

## (2) 世帯数

3町の平成16年以降の住民基本台帳による世帯数の推移は、3町全体で年間0.6%程度の増加傾向で推移しています。令和元年年10月末現在の世帯数は、3町全体では10,606世帯であり、そのうち吉備町が全体の57.6%、金屋町が27.4%、清水町が15.0%を占めています。

各町別にみると、吉備町が年間2%前後の増加傾向を示しているのに対して、金屋町は微減、清水町も2%前後の微減傾向で推移しており、当面は現在の状態で推移するものと考えられます。

### ◆ 世帯数の推移

単位：世帯

区分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
吉備町	4,520	4,564	4,664	4,789	4,875	4,972	5,071	5,180	5,312	5,407
金屋町	3,063	3,055	3,059	3,049	3,046	3,062	3,048	3,043	3,035	3,028
清水町	2,094	2,065	2,028	2,004	1,978	1,924	1,902	1,869	1,851	1,825
3町計 (有田川町)	9,677	9,684	9,751	9,842	9,899	9,958	10,021	10,092	10,198	10,260

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
吉備町	5,550	5,654	5,774	5,890	6,003	6,111
金屋町	3,039	3,012	3,000	2,961	2,935	2,904
清水町	1,799	1,748	1,722	1,687	1,633	1,591
3町計 (有田川町)	10,388	10,414	10,496	10,538	10,571	10,606

(資料：住民基本台帳 各年10月1日現在)

### (3) 年齢別構成

有田川町の国勢調査による年齢別の人口の推移は、65歳以上の高齢人口は減少から増加に転じ、0～64歳以下の人口が全体的に減少していくという傾向を示しています。

そのため10年間で高齢化率は上がっているものの、64歳以下の人口比率は下がっており、県の比率と比べても高齢化率は超しており64歳以下の比率は下回っております。

#### ◆ 年齢別人口の推移

単位/左側：人、右側：%

区分	総数	0～14 歳	15～64 歳	65歳 以上	構成比 (%)	0～14 歳	15～64 歳	65歳 以上
人口(人)	2005年(平成17年)国勢調査				2005年(平成17年)国勢調査			
県計	1,035,969	142,670	642,428	249,473	100.0	13.8	62.0	24.1
吉備町	14,971	2,533	9,173	3,261	100.0	16.9	61.3	21.8
金屋町	9,053	1,165	4,936	2,950	100.0	12.9	54.5	32.6
清水町	4,616	451	2,117	2,048	100.0	9.8	45.9	44.4
3町合計	28,640	4,149	16,226	8,259	100.0	14.5	56.7	28.8
人口(人)	2010年(平成22年)国勢調査				2010年(平成22年)国勢調査			
県計	1,002,198	128,005	594,573	270,846	100.0	12.9	59.8	27.3
有田川町	27,162	3,712	15,178	8,208	100.0	13.7	56.0	30.3
人口(人)	2015年(平成27年)国勢調査				2015年(平成27年)国勢調査			
県計	963,579	116,421	546,279	296,239	100.0	12.1	57.0	30.9
有田川町	26,361	3,387	14,546	8,370	100.0	12.9	55.3	31.8

(資料:国勢調査 各年10月1日現在)

※平成22年以降の国勢調査は3町合計のみの記載のため、合計のみ記載しています。

※構成比は小数点2以下を四捨五入しているため100%にならない場合もあります。

## 3 産業

有田川町の産業構造を産業大分類別就業者数からみると、第1次産業の占める割合が全体の3割以上で県計を大きく上回り、農林業の果たす役割が極めて高い地域であることが大きな特徴といえます。一方、第3次産業の占める割合は県計を大きく下回っています。

産業中分類別の就業者構成については、第1次産業のうち農業就業者が多く、産業中分類別に見ても占める割合が高いことが分かります。また、第2次産業では製造業、第3次産業では卸売・小売業や医療福祉に占める割合が比較的高く、様々な分野が産業構造の下支えの役割をしていることが分かります。

◆ 産業大分類別 15 歳以上就業者数（平成 27 年 10 月 1 日現在）

区分	就業者 総数	第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業		分類 不明
		就業者数(人)	構成比(%)	就業者数(人)	構成比(%)	就業者数(人)	構成比(%)	
県計	445,326	38,997	8.75	96,639	21.7	297,145	66.72	12,545
有田川町	13,860	3,701	26.7	2,751	19.84	7,182	51.81	226

（資料：国勢調査）

◆ 産業中分類別 15 歳以上就業者構成比（平成 27 年 10 月 1 日現在）

単位：%

区分	総数	第 1 次産業				第 2 次産業			
		小計	農業	林業	漁業	小計	鉱業等	建設業	製造業
県計	100.00	8.76	8.03	0.26	0.47	21.70	0.01	7.50	14.19
有田川町	100.00	26.70	26.24	0.40	0.06	19.85	0.01	7.65	12.19
区分	小計	第 3 次産業							学術研究・ 専門・技術 サービス業
		電気・ガス・ 熱供給・水道業	情報通信業	運輸・ 郵便業	卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産・ 物品賃貸業	分類 不能	
県計	66.72	0.64	1.02	4.58	15.31	2.15	1.28	2.13	
有田川町	51.82	0.44	0.35	2.92	11.86	1.15	0.48	1.46	
区分	小計	第 3 次産業							分類 不能
		宿泊業・飲食 サービス業	生活関連 サービス ・娯楽業	教育・学業 支援事業	医療福祉	複合 サービス事業	サービス業 (未分類)	公務	
県計	5.55	3.43	4.78	14.64	1.35	5.52	4.34	2.82	
有田川町	2.91	2.58	4.47	13.39	1.79	4.25	3.77	1.63	

※鉱業等は、鉱業・採石業・砂利採取業をまとめて表示しています。

## 4 土地利用

土地利用現況は、有田川町全体のなかで森林が 76%余りと極めて高い割合を占めています。この傾向は有田川上流域で顕著であり、清水方面に向かうにつれ割合が高く、逆に平野部が広がる吉備方面に向けては森林の占める割合は低くなっています。

土地利用規制の状況を見ると、吉備地区の一部は都市計画区域が定められており、用途地域が指定されています。また、町全体を見ると、農業振興地域および同農用地区域が指定されています。清水地区には高野龍神国定公園と城ヶ森鉾尖県立自然公園が、生石ヶ峰の山頂付近には生石高原県立自然公園が指定されています。

◆ 地目別土地利用現況面積比率（平成 27 年 10 月 1 日現在）

（単位：%）

区分	面積 (ha)	計	農用地	森林	原野	水面・河川等	道路	宅地	その他
有田川町	35,184	100	9.02	76.95	0.00	2.24	2.35	1.76	7.68

（資料：土地利用現況把握調査）

## 5 財政動向

3町の普通会計については、歳入総額における地方税等の自主財源の占める割合は低く、地方交付税・国県支出金・地方債等の依存財源で概ね60%以上を占めています。歳出においては義務的経費が年々増加傾向にあり、特に投資的経費（普通建設事業）に伴う地方債現在高が年々膨らんで来ています。そこで、財政指標から見ても経常収支比率や公債費負担比率も高まっており、財政が非常に厳しく硬直化してきています。

### ◆ 歳入総額（平成30年度）

単位：千円

区分	一般財源			国・県支出金	地方債	その他	計
	地方税	地方交付税	その他				
有田川町	2,995,090	6,556,744	752,412	2,201,684	1,123,300	2,412,780	16,042,010

（資料：地方財政状況調査）

### ◆ 歳出総額（平成30年度）

単位：千円

区分	義務的経費			普通建設費		その他	計
	人件費	扶助費	公債費	全体	うち単独分		
有田川町	2,872,330	1,229,717	3,261,485	968,379	599,474	7,127,393	15,459,304

（資料：地方財政状況調査）

### ◆ 財政指標（平成30年度）

単位：千円

区分	財政力指数 （注1） （3ヶ年平均）	経常収支比率 （注2）	実質公債費比率 （注3）	将来負担比率 （注4）	地方債現在高 （注5）	積立基金現在高 （注6）
3町合計	0.34	93.0%	12.6%	8.6%	19,136,796	12,176,592

（資料：市町村別決算状況調）

- （注1） 財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられ、1に近くあるいは1を超えるほど財源に余裕があるものとされています。
- （注2） 経常収支比率とは、地方公共団体の財政構造の弾力性を測る比率として使われ、経常経費（人件費、扶助費、公債費等）が経常一般財源に占める割合をいいます。
- （注3） 実質公債費比率とは、公債費（借入金の元利償還金）の水準を計る指標であり、一般会計等が負担する全ての会計における公債費の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。
- （注4） 将来負担比率とは、一般会計に加え、公営企業会計、一部事務組合や広域連合、土地開発公社、第三セクター等を含めた負債のうち、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する割合を示す指標です。
- （注5） 地方債現在高とは、地方公共団体が借り入れた公債費の未償還額をいいます。
- （注6） 積立基金現在高とは、各年度の財源不足の調整に用いる基金（財政調整基金）や地方債の償還及びその信用の維持のために設けられる基金（減債基金）などの合計額をいいます。

### Ⅲ 主要指標の見通し

#### 1 人口の推計

##### (1) 総人口の推計

人口の推計は、平成 27 年に策定した「有田川町人口ビジョン」に基づき、行うもの  
とします。

ただし、2020 年における人口ビジョンでの推計人口は 25,400 人となっており、  
2019 年 10 月現在の人口 26,389 人を考慮すると、実際の人口は人口ビジョンの推  
計人口よりも上振れして推移することが予測されます。

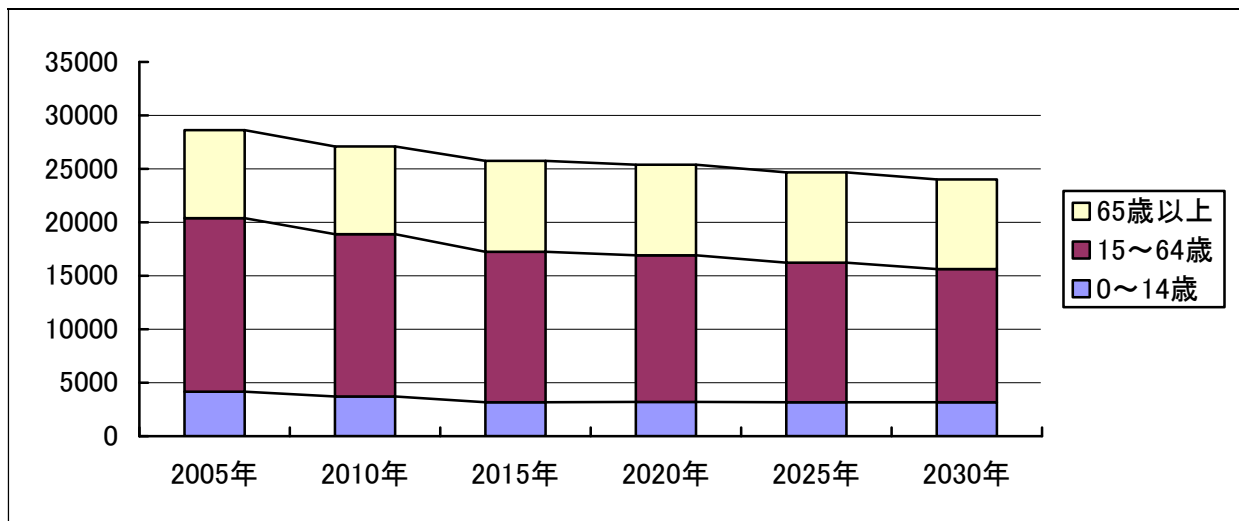
##### (2) 年齢 3 区分別人口の推計

将来人口は、2020 年(令和 2 年) 25,400 人、2025 年(令和 7 年) 24,665 人、  
2030 年(令和 12 年) 24,022 人であり、それぞれの 65 歳以上の高齢化率は、2020  
年(令和 2 年) 33.4%、2025 年(令和 7 年) 34.3%、2030 年(令和 12 年) 34.9%  
と推計されます。

#### ◆ 新町年齢別人口の推移と予測

区分		実績値(国勢調査)		予測値		
		2005 年 (平成 17 年)	2015 年 (平成 27 年)	2020 年 (令和 2 年)	2025 年 (令和 7 年)	2030 年 (令和 12 年)
総 数	実数(人)	28,640	26,361	25,400	24,665	24,022
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0~14 歳	実数(人)	4,149	3,387	3,193	3,170	3,161
	構成比(%)	14.5	12.9	12.6	12.9	13.2
15~64 歳	実数(人)	16,226	14,546	13,733	13,047	12,480
	構成比(%)	56.7	55.3	54.1	52.9	52.0
65 歳以上	実数(人)	8,259	8,370	8,474	8,448	8,380
	構成比(%)	28.8	31.8	33.4	34.3	34.9

◆ 新町の人口推移と予測



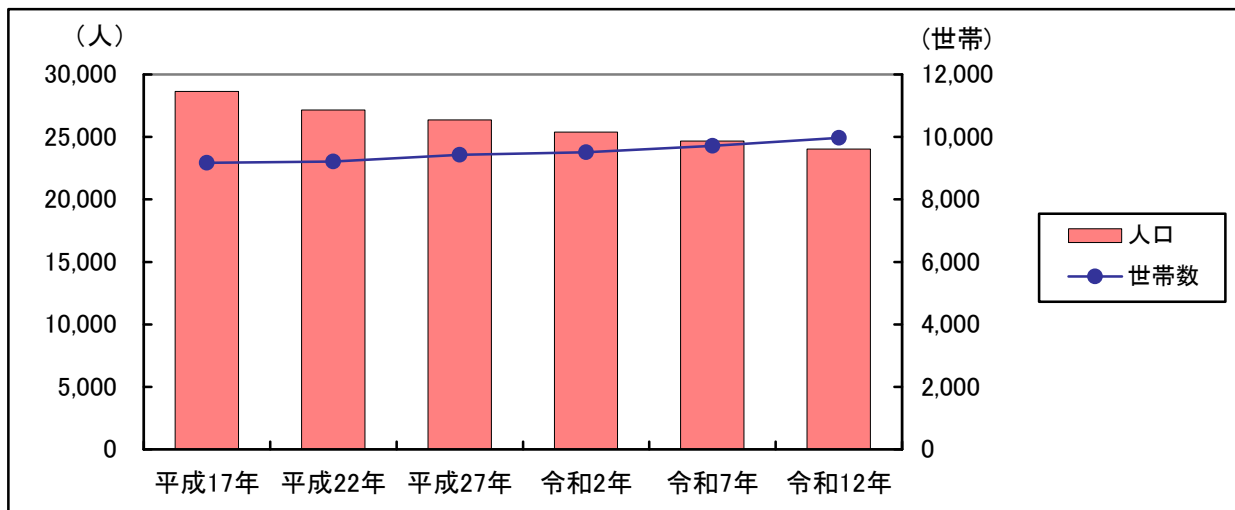
## 2 世帯数の推計

### (3) 世帯数の推計

世帯数の推計は、昭和 40 年から平成 27 年までの世帯当たり人員の推移をもとに、将来の世帯当たり人員を予測し、推計人口を用いて求めるものとします。

◆ 新町世帯数の推移と予測

区分	実績値(国勢調査)		予測値		
	2005年 (平成17年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)
人口(人)	28,640	26,361	25,400	24,665	24,022
世帯当たり人員(人)	3.12	2.8	2.67	2.54	2.41
世帯数(世帯)	9,175	9,426	9,513	9,711	9,968



## IV 新町まちづくりの基本方針

### 1 新町の将来像

“新町のまちづくりの基本理念”を設定するとともに、その基本理念を具体化するための“将来像”を示します。

<将来像>

**有田川がつなぐ、人と自然、山とまち、交流が未来をつむぐ**

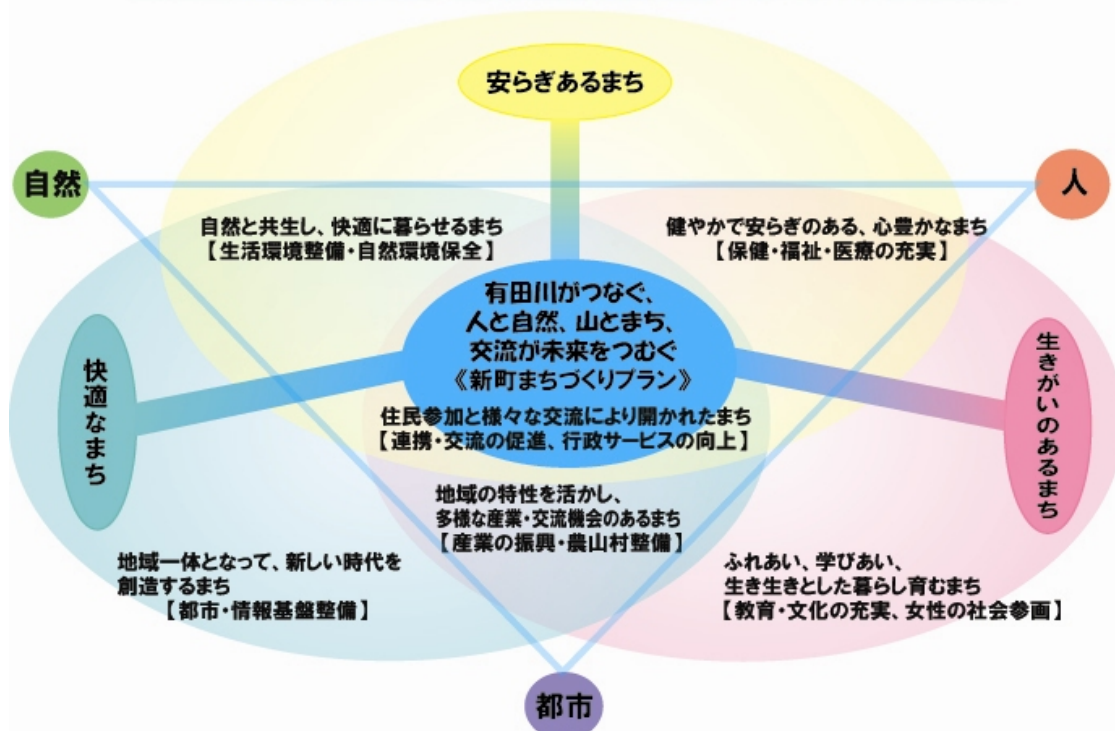
### <新町まちづくりプラン>

人と自然、山とまち、農業（ミカン、野菜、花卉等）と林業（広葉樹、針葉樹等）、集中と分散、活気（市街地）と落ち着き（農村）、平地と山地、新町を見ると以上のような対照的ともいえる地域的な特性があります。

これらをつなぐ、地域の統一的なイメージは有田川であり、この川が山からまちに至る流域のつながりを表象していると考えられます。

有田川を地域風土の代表とイメージし、この川を媒介として上流から下流に至るさまざまな生活や生産、文化や歴史、人や知識などが交流・連携する「都市と農山村との交流」が新町の将来イメージの基本であるといえます。

### 新町まちづくり将来像イメージ図



### <安らぎのあるまち>

現在の少子化や高齢化、生活圏の広域化や高速化、高度な情報化などの社会潮流の急激な変化にともない、新町においても新しい住民ニーズに応え、安心できるまちづくりをめざします。

また、暮らしに安らぎとうるおいを与える自然環境は、新町のかげがえのない財産として守り、健やかで安らぎのあるまちづくりをめざします。

### <快適なまち>

まちは、そこに暮らす人々が、働き（就業環境）、学び（教育・学習環境）、遊び（レクリエーション環境）、憩い（安全・安心環境）、集う（交流環境）ための場所です。

多様な交流機会や生き活きとした働く場所を確保するためには、道路や上・下水道、消防や防災、情報通信などのまちの骨格となる基盤づくりを進めることで、新町においてもコンパクトにまとまり、快適に暮らせる、一体的な日常生活圏を確保するまちづくりをめざします。

### <生きがいのあるまち>

新町の持っているさまざまな特性を活かし、新たな風を地域に起こすとともに、多様な交流機会を確保し、生き生きと学び、働く場所をつくり、高齢者や女性、若者がともに生きがいをもって暮らしていると実感できるまちづくりをめざします。



## 2 新町の基本方針

将来像実現のための“新町の基本方針”を次のように設定します。

### (1) 健やかで安らぎのある、心豊かなまち（保健・福祉・医療の充実）

保健・福祉・医療を充実させ、健やかで安らぎのある暮らしを創造することは、誰もが安心して暮らせる上で重要なまちづくり施策といえます。

特に、高齢者が健康で安心して暮らせる多様な施策および働く場づくりや生きがい対策の充実は、高齢社会への対応として新町の基本的な役割、努めであるといえます。

また、高齢者が健康で長生きして元気に暮らせるまちは、子どもや働く女性、障害者などにとっても住みやすいまちです。子育て環境や保育サービスの充実、障害者の自立支援、地域福祉や地域医療体制の充実を進めることで、保健・福祉・医療の連携を強化し、一体となった体制の整備を進めます。

### (2) 地域の特性を活かし、多様な産業・交流機会のあるまち （産業振興・農山村整備）

自然や農林産品、人材や観光資源などのまちの資産を活用し、産業の活性化や雇用の創出、都市と農山村の交流機会を生み出すことは、新町の活力を高める上で重要なまちづくり施策といえます。

そのなかでも新町の基幹的な産業といえる農林業については、地域条件に即した生産基盤の整備充実や適地・適作を推進するとともに、担い手づくりと後継者の育成などの多様な農林業の振興施策を進めます。

また、都市と農山村の交流・連携を進めることを重要なまちづくり施策と位置づけ、豊かな自然を活用した観光資源の整備や広域的な観光ネットワークの確立、地域特産物の開発・販売への支援や体験型観光（グリーンツーリズム）の育成を図ります。

### (3) 自然と共生し、快適に暮らせるまち（生活環境整備・自然環境保全）

自然や地域の風土・文化を活かし快適な暮らしができるよう、身近な生活環境の整備と豊かな自然環境の保全を進めることは、新町の魅力を高める上で重要なまちづくり施策といえます。

そのなかでも身近な生活環境を守るための生活道路の整備促進、既存の水道施設の計画的な更新と、水道未普及地域の解消と安定した水供給の推進、さらに地域の実情に即した整備手法による下水処理整備を推進します。

また、清流を育む河川や山林などの自然環境の保全と活用、ごみの減量化・資源化、新エネルギー設備の導入促進など、うるおいある循環型社会の実現をめざし、住民と行政が一体となって自然を守る体制を推進します。

さらに、平成25年1月に策定された「有田川町景観計画」に基づき、有田川町らしい良好な景観を大切にしたまちづくりを推進します。

#### (4) 地域一体となり、新しい時代を創造するまち（都市・情報基盤整備）

新町が一体となったまちとして機能し、住民が暮らしやすい日常生活圏を形成することは、新町の利便性を高めるとともに、コンパクトにまとまった地域とする上で重要なまちづくり施策といえます。

地域の骨格となる幹線道路、特に都市と連絡する高速自動車道の整備や地域内を連絡する東西軸の整備、さらに隣接地域間を連絡する南北軸の整備促進は、地域の一体性を高める上で基幹的な施策といえます。

また、都市的な機能が集中し、新町における都市交流の玄関機能を備えた中心市街地等の整備充実を図るとともに、鉄道や路線バスなどの公共交通機関の整備充実を進めます。

次世代における新たな都市基盤といえる情報基盤は、医療・産業・防災・行政等への活用による、安心感・利便性の向上はもとより、教育・芸術・生活等へ活用することによって、情報・知識の交流を実現し、感動ある社会をつくります。そのため、情報基盤の整備充実を図るとともに、高速通信の地域間格差の是正を推進します。

#### (5) ふれあい、学びあい、生き生きとした暮らし育むまち

（教育・文化の充実、女性の社会参画）

歴史・文化に根ざし地域の個性を生かした教育環境づくり、さらに誰もが生涯、生き生きとした暮らしを育むことができるコミュニティーの育成は、新町において人を育む上から重要なまちづくり施策といえます。

児童・生徒が安全で快適な環境の中、安心して学校生活を過ごせるよう学校教育施設の整備充実と統廃合による跡地の活用を推進します。

また、住民全員が「このまちに住んで良かった」といえる生涯学習の推進や文化スポーツ活動施策の振興、伝統・歴史の保存と継承、人権教育・啓発の充実と青少年の健全育成、男女共同参画社会の実現などを進めます。

#### (6) 住民参加と様々な交流により開かれたまち

（連携・交流の促進、行政サービスの向上）

住民と行政、地域内や地域外の住民が連携・交流し、パートナーシップによって新しい行政運営を進めるとともに、情報の公開化や行政の効率化などを進めることは、新町において行政サービスを向上させる上からも重要なまちづくり施策といえます。

特に、住民参画の行政を確立するため、まちづくりの基礎となる地域コミュニティーの育成、地域内・外の交流事業の推進、広報広聴機能の拡充などを図り、住民に開かれた情報の公開による、誰もが参加できるまちづくりの仕組みの構築を進め、きめ細かな住民サービスの維持・向上に努めます。

また、総合行政ネットワークの構築など行政の情報化を推進するとともに、行財政運営の効率化を図ります。

### 3 新町の土地利用及び都市構造

新町の将来像を実現するため、都市構造の設定及び土地利用の基本方向を次のように設定します。

#### ① 新町の骨格

新町の一体性の確保、地域の均衡ある発展のための骨格としての整備を図ります。

- ・ 風土性を表象する有田川
- ・ 交通の骨格となる高速道路（近畿自動車道紀勢線）、国道（480号、424号）、主要県道等

#### ② 新町の土地利用ゾーン

- ・ 市街地整備ゾーン

JR 藤並駅や阪和自動車道有田 IC は、交通の結節点として、また都市的な施設が集中する地区として、都市交流の玄関機能の向上を図ります。

- ・ 自然公園ゾーン

生石高原県立自然公園および高野龍神国定公園に含まれる地域は、有田川やその支流・渓谷など優れた山岳資源が豊富に存在するため、自然体験型観光及び自然環境保全の拠点としての整備を図ります。

- ・ 市街地ゾーン

吉備町、金屋町の市街地を中心としつつ、清水町の中心部で構成し、交通の利便性等を活かした都市・住宅地としての環境整備を図ります。

- ・ 農業系ゾーン

有田川下流部の平野部及び有田川沿いの農地で構成し、多彩な農業経営、農山村づくりを図ります。

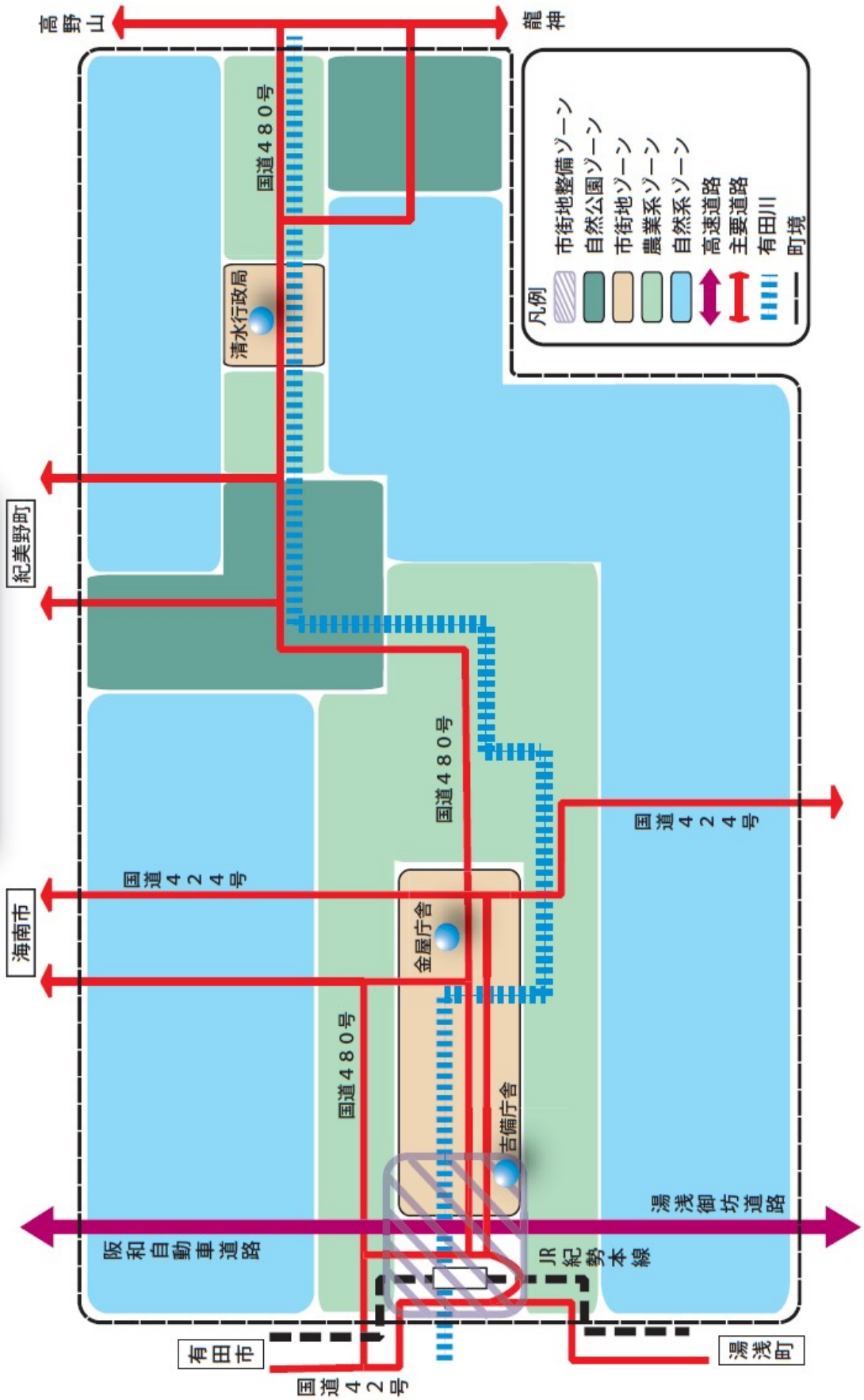
- ・ 自然系ゾーン

山地、中山間地域で構成し、自然環境の保全に努め、水源涵養など山林の持つ多面的機能を活かすとともに、観光資源としての活用を図ります。

#### ③ 新町の土地利用

- ・ 新町においても土地の権利関係の明確化、公共事業の用地買収の円滑化等に資する地籍調査事業を積極的に推進します。

# 土地利用構想図



# ■新町まちづくり計画の基本フレーム

## <合併の必要性>

## <新町の特性・イメージ>

## <新町の将来像>

## <新町の基本方針>

●社会の流れからみた合併の必要性

- ① 地方分権の進展
- ② 少子・高齢化の進行
- ③ 住民ニーズの多様化・高度化
- ④ 行財政運営基盤の強化

<地域的な特性>

- ・人と自然
- ・山とまち
- ・農業（ミカン、野菜、花卉等）と林業（広葉樹、針葉樹等）
- ・集落と分散
- ・活気（市街地）と落ち着き（農村）
- ・平地と山地

<地域の統一的なイメージ>

川が山からまちに至る流域のつながりを表象する有田川が、新町のイメージを統一

<新町の将来イメージ>

有田川を媒介として、上流から下流に至るさまざまな生活や生産、文化や歴史、人や知識などが交流・連携する「都市と農山村との交流」が新町の将来イメージ

有田川がつなぐ

人と自然

山とまち

交流が未来をつむぐ

**新町まちづくりプラン**

<安らぎのあるまち>

現在の少子化や高齢化、生活圏の広域化や高度化、高度な情報化などの社会潮流の急激な変化にもない、新町においても新しい住民ニーズに即応できるまちづくりをめざします。

また、暮らしに安らぎとつながりを与える自然環境は、新町のかけがえのない財産として守り、健やかで安らぎのあるまちをめざします。

<快適なまち>

まちは、そこに暮らす人々が、働き（就業環境）、学び（教育・学習環境）、遊び（レクリエーション環境）、憩い（安全・安心環境）、集う（交流環境）ための場所です。

多様な交流機会や活き活きとした働く場を確保するためには、道路や上・下水道、消防や防災、情報通信などのまちの骨格となる基盤づくりを進めることで、新町においてもコンパクトにまとまり、快適に暮らせる、一体的な日常生活圏を確保するまちをめざします。

<生きがいのあるまち>

新町の持っているさまざまな特性を活かし、新たな風を地域に起こすとともに、多様な交流機会を確保し、生き生きと学び、働く場をつくり、高齢者や女性、若者とともに生きがいをもって暮らしていると実感できるまちをめざします。

健やかで安らぎのある心豊かなまち（保健・福祉医療の充実）

地域の特性を活かし多様な産業・交流機会のあるまち（産業振興・農山村整備）

自然と共生し、豊に暮らせるまち（生活環境整備自然環境保全）

地域一体となり新しい時代を創造するまち（都市情報基盤整備）

ふれあい、学びあい、生き生きとした暮らしをむち（職・文化の充実、女性の社会参画）

住民参加と様々な場により開かれたまち（連携交流の促進、行政サービスの向上）

## 4 重点プロジェクト

“新町の将来像”・“新町の基本方針”を踏まえ、新町のまちづくりにあたり、重点的に推進するプロジェクトを次のように設定します。

施策項目	重点施策	重点プロジェクト
保健・福祉・医療の充実	子育て環境整備、福祉健康づくり	高齢者福祉事業
		子育て支援センター及び保育サービス充実事業
		社会福祉事業
		健康づくり事業
産業振興・農山村整備	農林業の振興	農林業生産基盤の整備
		担い手育成事業
	商工業の振興	地域産業の支援
	観光基盤の整備	広域観光ネットワーク確立事業
体験型観光(グリーンツーリズム)育成事業		
生活環境整備・自然環境保全	上・下水道の整備	上水道整備事業、簡易水道施設整備事業
		下水道整備事業、農業集落排水事業
		合併処理浄化槽の設置促進
	ごみの減量化・資源化及び循環型社会の構築	ごみ減量化対策事業
リサイクル推進事業		
景観を大切にしたまちづくり	景観形成支援	
都市・情報基盤整備	市街地及び公園緑地の整備	市街地・商店街地の整備事業
	幹線道路の整備	国道480号整備事業
		国道424号整備事業
		県道整備事業
		町道整備事業
情報基盤の整備	地域公共ネットワーク整備	
教育・文化の充実、女性の社会参画	教育施設の整備と文化スポーツの振興	学校施設整備事業
		生涯学習施設整備事業
		運動施設整備事業
連携・交流の促進、行政サービスの向上	地域コミュニティー施策の推進	公共施設等有効利活用事業
		電子自治体推進事業

## V 新町の施策

“新町の将来像”・“新町の基本方針” 実現のため具体的な施策等について、分野別で検討すると、以下のとおりです。

### 1 保健・福祉・医療の充実

#### (1) 高齢者福祉の充実

高齢者がいつまでも生きがいを持って暮らしていけるように、趣味・スポーツなどを通した生きがいづくりを支援し、高齢者相互の交流や世代間交流など交流の場の充実を図ります。

高齢者が通院する際などの外出支援のために、コミュニティバスの運行等の拡充を図ります。

生きがいづくり支援・雇用環境の確保の両面からシルバー人材センターの活動を支援します。

高齢者が住み慣れた地域において、いつまでも健康に生活できるよう、理学療法士・管理栄養士等の専門職を確保し、健康相談・訪問事業の充実を図ります。

保健・福祉・医療が一体となった健康管理システムを構築し、介護予防の充実を図ります。

介護保険制度については、保健・福祉・医療の各主体が連携し、サービス提供体制の効率化とともに、各種サービスの供給が適切に行えるよう、施設の整備および制度の周知や適切な情報提供等を推進します。

#### (2) 保育の充実及び子育て支援

妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図り、妊婦健康診査を実施します。また、子どもを安心して生み、健やかに育てられる環境の拠点づくりのため、子育て支援センター事業を充実し、虐待防止対策をも考慮した子育て相談機能の強化・指導等の充実を図り、また、仕事と子育ての両立を支援するため放課後児童健全育成事業の充実を図ります。

多様な保育ニーズに対応できるよう、乳児保育・一時保育・延長保育及び病児病後児等の保育サービスの充実や、保育施設の整備を図ります。

#### (3) 社会福祉の充実

障害者の自立を支援し、より豊かな生活を送ることができるよう相談支援体制等の充実を図ります。

障害者の社会参画を促進するため、バリアフリーの推進など生活環境基盤を整備するとともに、障害者の生活支援の充実を図ります。

障害者が働く喜びや生き甲斐を見だし、健やかな日々が送れるよう就労対策の推進を図ります。

社会福祉協議会等、地域福祉の中心となる組織の強化及び活動の充実を図るとともに、住民、福祉関係者、行政等が協働して、お互いに支え合う地域づくりを進めます。

学校教育や生涯学習等の場を通じて、福祉教育を推進し、住民の自主的な福祉活動を促進し、ボランティア団体への助成と組織化を推進します。

#### （４）保健・医療の充実

保健・福祉・医療の連携を強化し一体となった体制の整備や住民の多様なニーズに対応するため、専門職員（保健師・栄養士・理学療法士・臨床心理士・精神保健福祉士など）の確保を推進します。

きび保健福祉センターの機能訓練室を整備し、健康運動指導士や理学療法士の指導のもとで運動することにより住民の健康づくり体制の充実を図ります。

心と体の健康に対する意識づくりのための健康教育、健康相談事業の充実や、健康づくりのための各種検（健）診事業の充実、また、乳幼児や高齢者に対する予防接種の充実を図ります。

高規格救急車等の急患搬送体制の充実を図ると共に、医療機関・救急医療センター等との連携を強化し、地域医療体制の充実を図ります。



<具体的施策>

施策項目	主要施策
高齢者福祉の充実	外出支援事業（コミュニティバス等）の充実
	シルバー人材センターの支援
	特別養護老人ホームの充実
	生活支援ハウスの設置
	専門職員の確保
	在宅健康管理システムの構築
保育の充実及び子育て支援	子育て支援センターの設置
	放課後児童健全育成事業の充実
	保育サービスの充実
	保育施設の整備
社会福祉の充実	総合的な相談支援体制の充実
	専門職の配置
	在宅福祉サービスの充実
	バリアフリーの推進
	雇用と社会参加の推進
保健・医療の充実	健康相談・教育事業の充実
	各種検（健）診事業の充実
	健康づくり事業の推進
	健康管理システムの構築
	地域医療体制の充実
	救急医療体制の充実
	保健福祉センター（機能訓練室）の充実
	予防接種の充実
	妊婦健康診査の充実

## 2 産業振興・農山村整備

### (1) 農業の振興

生産性の高い農業を営む優れた経営を広範囲に育成するため、省力化・施設の近代化を推進し、地域の諸条件に即した生産基盤の整備の充実を図ります。

地域の持つ環境条件に応じた栽培研究や、営農技術の向上を図り、基幹作物の有田みかんなど農産物の高品質化や特産物の開発により、個性化商品の産地化を関係機関と連携を図りながら推進します。また、高齢化等による遊休農地の増加に対応するため、利活用方策について様々な方向から検討し、その対策を図ります。さらに、年々深刻化する有害鳥獣対策も積極的に推進します。

魅力ある農業経営を目指し、後継者育成を図るため、農業就業者による研修や情報交換を活かした地域づくり・人づくりを推進することにより、地域農業の確立を図り、多様な担い手農家の育成に努めます。

農業所得の向上を図るため、消費者ニーズの把握に努め、高度な販売戦略や付加価値の高い農産物の生産に取り組みます。また、産地情報の発信、消費宣伝活動、流通販路の整備等に取り組み、高価格販売の実現を目指すと共に地産・地消運動を支援します。

### (2) 林業の振興

森林の有する多面的機能の発揮を基本理念とし、森林の整備を推進します。

森林の機能を増進する造林、間伐、保育等を推進します。

機械化による省力化を図る作業道・林道の開設を推進します。

シカなどによる獣害対策等も積極的に推進します。

地域内で生産された木材の有効な活用を図るため、木材利用促進加工施設の有効利用及び木質バイオマス等の活用について推進します。

また、公共施設等への木材の利活用を積極的に推進します。

林業施策を促進し、関係機関と連携して経営の安定化を図るとともに、新規就労者の確保等、担い手の育成を推進します。

### (3) 商工業の振興

町民が快適な日常生活を送るうえで商工業の振興は重要な施策であり、生活様式の変化や価値観の高度化などに対応できるよう、新町において多様な施策を講じます。

地域の農林産物・資源を活用した特産品の開発や販路の開拓・情報の収集への支援などに生産者と商工会・行政が一体となり取り組みます。また、若年世代の発展性のある起業を支援します。加えて地域住民に密着したサービスを提供する商工業の振興を図るため、商工会活動や商店街の環境整備の支援に努めます。

さらに、ICT 企業等の誘致を推進し既進出企業と行政との連携を強化し地域の発展を目指します。

#### (4) 観光の振興

豊かな自然を活用した観光資源の整備を図り、史跡や体験施設など広域的な観光ネットワークを確立します。また、これら観光資源の周遊、アクセスの利便性を高めるため、路線バスやタクシーを使った効果的な交通手段について検討を始めます。

各種イベントや観光案内・PR活動などへの支援を積極的に努め、あらゆる観光情報の発信源としての観光協会の充実を図ります。

豊かな自然環境・農業施設等を活用した体験型観光(グリーンツーリズム)について、観光資源の拡充および人材の育成を図ることにより推進していきます。

#### (5) 就労体制の充実

企業進出受け入れのための産業用地の確保や環境整備を進め、企業誘致を促進することにより、雇用機会の拡大に努めます。また、起業・コミュニティビジネスや観光産業・地域の特産品開発との連携による就労の場の確保に努めます。

関係機関との連携強化により、新町内および周辺市町村での求人・雇用情報の収集・提供を促進し、また、就労に役立つ資格や技能の取得を支援します。

高齢者の生きがいづくりと働く場を生み出すため、シルバー人材センターの拡充を図ります。

男女共同参画、障害者の社会参画の確立を目指した就労体制の充実を推進します。

#### (6) 若年世代の移住・定住の推進

若者を対象とした情報発信や移住・定住策を通じて、町に住みたい・住み続けたいと願う若者を増やし、町を離れた若者がまた戻ってきたいと思えるまちづくりを進めます。

県内外で開催される若者を対象とした移住・就職説明会等を通じて町内企業への就農支援や農林業への若年新規就業者の支援等を発信することで、若者の町内就職の促進を図ります。

移住可能な空き家情報の収集や、移住者が地域に根付くことができるような支援体制の整備を進め、移住定住を促進します。

<具体的施策>

施策項目		主要施策
2 産業振興・農山村整備	農業の振興	生産基盤施設の整備充実
		環境条件に即した営農の確立
		農業経営への支援
		農村環境整備
		担い手づくりと後継者の育成
		販売戦略の確立
		有害鳥獣対策事業
	林業の振興	地域公益保全整備事業
		生産基盤の整備
		森林経営管理制度の活用
		木の駅整備の検討
		担い手育成
		森林組合充実への支援
		有害鳥獣対策事業
	商工業の振興	地域資源の開発販売への支援
		地域産業の創出
		商工会の充実への支援
		企業誘致の促進
	観光の振興	広域観光ネットワークの確立
		観光資源の整備
		観光施設の整備
観光基盤の整備		
観光協会の充実への支援		
体験型観光（グリーンツーリズム）の育成		
就労体制の充実	産業用地の確保および環境整備	
	求人・雇用情報の収集・提供	
若年世代の移住・定住の促進	移住・定住に関する情報の発信	
	就職・就農支援体制や移住者受入れ体制の整備	

### 3 生活環境整備・自然環境保全

#### (1) 生活基盤の整備

##### ①上水道の整備

既存施設の耐震化と老朽化に伴う計画的な更新、送配水管の二元化等、施設整備を行うことにより、安定した水供給に努めます。また、水道未普及地域への水道施設の整備を推進します。

##### ②下水道の整備

新町全体の均衡のとれた生活環境の整備、豊かな自然環境を保全するため、地域の実情に即した整備手法（公共下水道・農業集落排水事業・合併処理浄化槽など）を検討し、積極的に事業を推進していきます。

##### ③住宅環境の整備

耐用年数を経過する町営住宅においては、建替、用途廃止や改修など、適切な事業手法を選択し、予防保全的な維持管理を実施することにより、ライフサイクルコストの縮減を図り、需要に応じたストック形成に努めます。高齢者や子育て世帯等に対応して、団地内・住戸内のバリアフリー化を推進するとともに、快適に過ごせる住宅設備・機能の確保に努めます。

また、若者の定住に向けた住環境整備やU・J・Iターンの支援や、周囲の景観や近隣の住環境及び安全に悪影響を与える空き家等への対策を推進します。

#### (2) 消防・防災・救急体制の整備

災害時において住民、行政、関係機関が、一体性をもって活動出来るように、新町の地域防災計画を策定します。特に、東海・東南海・南海3連動地震、南海トラフ巨大地震については、国・県等と連携した具体的な防災計画について検討します。また、広報・研修などの充実により住民の自主防災意識を高めるとともに、消防団・自主防災組織の活性化を図ります。

緊急時の重要な通信手段である同報系防災行政無線の整備、移動系防災無線や携帯電話回線等を活用した通信手段の整備、衛星携帯電話の整備拡充、消防救急無線のデジタル化を推進します。

高機能指令システムの更新、消防施設の整備、災害時の消火活動や援助活動、患者の移送手段等の確保のため消防救急の車両などの設備の充実や、ヘリポートの整備を推進します。また、防災倉庫や避難施設の情報収集設備や環境整備、消防水利の確保、防災資機材の備蓄の充実を図るとともに、地域住民の消防・防災活動への積極的参加を推進します。

役場吉備庁舎及び消防庁舎を防災拠点施設とし、大災害時においても継続した災害対策本部機能を維持し、迅速かつ適切な災害応急活動ができるよう、耐災害性を備えた地

域防災拠点施設の整備に努めるものとします。また、金屋庁舎、清水行政局、その他災害対応実施施設においても庁舎機能を維持し、迅速かつ適切な災害応急活動ができるよう、耐災害性を備えた施設の整備に努めることとします。

崖崩れ等の災害防止のため、砂防事業、地滑り対策事業、急傾斜地崩壊対策事業や治山事業を進めます。また、治水機能の強化のため河川改修を進めます。

防犯対策については、街路灯、防犯街灯のLED化や防犯カメラの整備等を積極的に推進し、街路の安全性を高めます。また、地域ぐるみによる防犯活動意識の啓発・高揚に努め、地域、家庭、学校などの関係機関が協働して活動するための基盤整備を図ります。

### (3) 自然環境の保全と活用

#### ①自然環境の保全

新町の緑豊かな森林や清流、河川はかけがえのない財産であり、住民の暮らしに安らぎとうるおいを与えてくれます。そのため住民と行政が一体となって自然を守る体制を整えるとともに、自然環境の保全を目的とした住民活動への支援や環境教育を推進し、住民の自然環境への意識啓発に努めます。

水源涵養機能を持つ森林の保全を推進し、保水能力を高めることにより、住民の水源である有田川の水質の向上と水量の確保に努めます。また、下水道の整備や廃棄物対策などの関連施策との連携により、水質の保全に努めます。

地球規模で環境汚染が課題となっている現在、環境にやさしい新エネルギー設備の導入を促進します。

自然との共生に配慮した都市開発の展開や歴史・文化・風土を大切にした景観の保全に努めます。

#### ② ごみの減量化・資源化及び循環型社会の構築

廃棄物減量等推進審議会を設置し、行政・町民・廃棄物減量等推進委員・事業者が一体となつてごみの減量や資源リサイクルに積極的に取り組んでいくための施策や制度の充実にも努めるとともに、ごみの発生抑制、生ごみの堆肥化、資源リサイクル、不用品の再利用などを推進し、循環型社会を目指します。また、ごみ処理施設やし尿処理施設の充実を図ります。

行政・町民・事業者がごみ問題に対する認識を深め、モノの大切さ、リサイクルの重要性を認識し、環境に配慮した行動をとるようになるため、啓発活動を進めます。また、小・中学生等に対しても講習会等を行い、環境問題についての意識の向上に努めます。

不法投棄による環境汚染を防止するため、啓発活動を進めます。また、関係機関と連携を密にし、監視体制を強化することにより、その防止に努めます。

#### ③ めざすべき景観像の実現と取組

気候・風土を生かした農の景観の魅力を醸成するなかで、稲作、みかん、山椒など地域色が豊かな農地の景観をふるさとの「顔」として維持・活用し、魅力を高めます。

山地や森林、河川等の骨格となる自然景観を保全します。

新たな表情をつくる幹線道路沿道の景観の魅力を高め、まちに賑わいや活力を生み出す商業等の振興とあわせて、産業活動が作り出す景観の魅力を高めます。

高野参詣道など古道沿いに点在する歴史的文化遺産を保全し、魅力を高めながら次代に継承します。

景観に対する町民の意識の高揚を図り、魅力ある景観を町外に広く発信し、農林業の振興や地域の活性化につながる住民との協働の景観づくりを推進します。美しい自然景観を保全するために大規模な開発行為等について良好な景観の形成に寄与するよう適正に誘導します。

- ④ 既存の火葬場の適正な維持管理に努めるとともに、町営斎場の整備など、火葬場施設の充実を進めます。

<具体的施策>

施策項目		主要施策	
3 生活環境整備・自然環境保全	生活基盤の整備	上水道の整備	簡易水道施設整備事業
			水道管路情報管理システム構築業務
			飲料水供給施設の整備
		下水道の整備	上水道整備事業
			下水道整備事業
			農業集落排水事業
		住宅環境の整備	合併処理浄化槽の設置促進
			公営住宅整備事業
			若者定住促進事業
	空き家対策事業		
	消防・防災・救急体制の整備		地域防災計画の策定
			同報系防災行政無線・移動系防災無線の整備
			携帯電話回線を活用した通信手段の整備
		衛星携帯電話の整備拡充	
		消防救急無線のデジタル化	
		高機能指令システムの更新	
		消防施設の整備事業	
		消防救急の車両など設備の充実	
		ヘリポートの整備	
防災倉庫の整備			
避難施設の情報収集設備や環境整備			
消防水利の確保、防災敷材の備蓄の充実			
町防災拠点施設の整備及び耐災害性の強化			
治山事業の推進			
治水事業の推進			
街路灯、防犯街灯のLED化や防犯カメラ等の整備			

自然環境の保全と活用	自然環境の保全と活用	水源の森整備事業
		新エネルギー事業の推進
		新町クリーン大作戦の展開
	ごみの減量化・資源化及び循環型社会の構築	ごみ処理施設の整備
		環境保全の推進
		ごみ処理計画の作成
		環境保全に対する意識啓発
		不法投棄パトロールの実施
	景観を大切にしまちづくり	し尿処理施設の整備
		景観重要建造物及び景観重要樹木の指定
		景観重要公共施設の整備
		屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限
		景観農業振興地域整備計画の策定
	有田川町景観づくり協定の積極的な認定と、地域における景観づくり活動の促進	
	火葬場の充実	火葬場施設の整備

## 4 都市・情報基盤整備

### (1) 市街地及び公園・緑地の整備

新町の玄関機能を有するJR藤並駅及び駅周辺においては、各種交通の結合性を高め、商業・業務地としての都市機能を強化するとともに、コミュニティや文化、情報などに係る新しい都市機能を誘導し、市街地としての魅力を高めるために、周辺および基盤整備を推進します。また、人々の集いの場となる中心市街地、商店街地の整備計画を推進します。

地域住民の憩いの場、ふれあいの場としての公園整備については、住民のニーズに対応できる公園づくりを進めるため、住民参加による既存公園への水飲み場やトイレの設置等の再整備、散策路の整備等について検討するとともに、地域コミュニティ活動の場としての活用を促進します。また、道路の整備に合わせポケットパーク（まちかど庭園）の整備を推進します。

新町の財産である豊かな自然との共生に配慮しつつ、川・山・森林などの手付かずの自然を体験できるような公園整備について検討を行います。また、森林の多面的な機能を見据えた自然と触れ合う空間として森林公園の整備を推進します。



## （２）交通基盤の整備

### ① 道路の整備

新町広域交通の利便性の向上、地場産業の振興及び観光の促進を支えるための幹線道路として、国道４２４号・４８０号の整備改良を促進します。

近畿自動車道紀勢線及び国道へのアクセス道路として、主要地方道及び一般県道の整備改良を促進します。

地域住民の日常生活に密着した重要な生活産業道路については、町民の安全と利便性を確保し、地域間の連携を図るため、拡幅整備、歩道整備や管理体制の強化を図ります。また、幹線道路とのネットワーク化を図り、地域の発展に向けた道路の整備を目指します。道路、トンネル、橋梁等のインフラ資産を点検し、明確な修繕改修を行い、長寿命化を図ることにより計画的な改良を推進します。

### ② 公共交通の整備

地域住民の利便性確保のため、関係機関とともにＪＲ藤並駅舎及び周辺の整備を推進します。また、阪和線乗り入れ便など利便性の向上に努めます。

路線バスについては、日常生活の交通手段としての機能の維持と利便性の強化を関係機関に働きかけるとともに、利用者増大に取り組みます。

高齢者や障害者等の交通弱者への対策として、地域住民の生活交通手段の確保のため、コミュニティーバスの運行を充実します。

## （３）情報基盤の整備

高速通信が可能な情報通信基盤の整備や移動通信エリアの拡大を促進することにより地域間の情報格差の是正及び、ＣＡＴＶ等を導入した福祉サービスの提供や健康管理システムの構築、生涯学習・観光情報等の行政情報提供システムの導入を促進します。

総合行政ネットワーク及び社会保障・税番号制度等の対応に向け、電子自治体に対応する統一的システムの構築を図ります。また、住民意向の把握および行政・教育・文化・GISを活用した土地情報や防災情報等の公開を、迅速かつ効率的に行う等、行政と住民間の総合的な情報受発信システムの構築を推進します。

教育機関におけるICT環境の充実を図り、高度な教育環境の整備を推進します。また、社会教育でのICT講習等の推進による情報化教育の強化を図ります。

情報関連産業の育成についての研究と、SOHO起業や人材の育成の支援を推進します。

テレビの難視聴地域への対策を推進します。

<具体的施策>

施策項目		主要施策	
4都市・情報基盤整備	市街地及び公園・緑地の整備	JR藤並駅周辺整備事業	
		中心市街地、商店街地の整備計画の推進	
		ダム湖周辺整備	
		生石高原県立自然公園整備	
		公園整備事業	
		ポケットパーク整備事業	
	交通基盤の整備	道路の整備	国道480号の整備
			国道424号の整備
			県道の整備
			町道の整備
			道路構造物の長寿命化に向けた維持管理
		公共交通の整備	阪和線乗り入れ便の促進
			路線バス運行維持の促進
			コミュニティバス運行の充実
	情報基盤の整備	地域公共ネットワーク整備	
		地域情報交流基盤整備モデル事業	
		移動通信用鉄塔施設整備	
		CATV整備事業	
テレビの難視聴対策の推進			

## 5 教育・文化の充実，女性の社会参画

### (1) 学校教育の充実

児童・生徒が安全で快適な環境のなか、安心して学校生活を過ごせるよう老朽化の進む学校施設の改築、改修、修繕を行い、学習環境の整備及び外部からの安全対策や地域住民の災害時の避難対策を図るとともに、スクールバス等の通学手段を確保します。

また、情報化・国際化の進展に対応するため、ICT環境の充実及び小学校へのALT配置を推進し、学力向上支援員・特別支援学級への支援員の配置についても推進します。

また、各校において特色ある教育活動が展開できるよう支援の充実を図り、優れた芸術鑑賞の機会の充実、外部講師など地域の人材の把握と活用を推進します。

学校図書館においては、書籍の整備を行い電算化することにより、公立図書施設とシステム連携し、更なる図書館の充実を図ります。

さらに、虐待を受けている子どもや不登校の児童・生徒に対応するため、カウンセラー配置などの教育相談体制の充実を図ります。

### (2) 生涯学習の推進

生涯を通じて、学ぶことにより「人と人の交流」・「生き甲斐づくり」を育み、心の豊かさや潤いのある社会生活の実現を目指します。そのため、生涯学習基本計画・基本構想を策定し、生涯学習を推進します。

また、住民がいつでも気軽に学べる環境づくりを推進し、国際化・情報化の進展、ライフスタイルの多様化による学習ニーズの多様化・高度化への対応、環境問題や人権問題等の現代的課題への対応、また、高齢者や成人等、どの世代にも対応できるような各種の教室や講座の実施を推進し、情報の発信に努めます。

さらに、家庭や地域の教育力を高め、地域ぐるみの教育を推進するとともに、住民自らが実践活動をおこしていくよう、NPO団体等の育成や人材の育成を図ります。

また、多様な学習の場、住民相互の交流と対話の機会を提供する拠点として、生涯学習施設・図書館等の設置・充実や公民館活動の推進に努めます。

### (3) 文化・スポーツの振興

近年の心の豊かさを求める志向や芸術文化への関心の高まりに対応し、「住んで良かったまちづくり」を目指して、住民が芸術や文化に触れる機会の拡大を積極的に推進します。また、地域住民が身近に芸能文化活動に参加できるように、芸術文化団体や人材の育成・支援を推進し、各種文化センター等施設の整備充実と有効活用を推進します。

長い歴史のなかで先人から受け継いだ数多くの貴重な文化財、史跡や伝統文化等を保存し後世に伝承していくため、調査、研究、保存及び活用に努めます。

スポーツ振興については、身体的な健康増進、心の健康と豊かさを求めるなかで、誰もが楽しめ、参加できるスポーツライフの創設を促進します。そのため、各年代に応じた各種スポーツ教室の開設やスポーツ大会の実施を推進します。また、スポーツ団体や

指導者の育成支援やスポーツ振興の拠点的な施設の整備を推進し、誰もが気軽に参加できるような体制づくりを促進します。

#### （４）人権教育の充実

基本的人権の尊重は、住民相互の豊かなふれあいの基礎となり、明るく住みよいまちづくりを進めるための最も基本となるものです。そのため人権の尊重について、家庭・学校・地域社会・職場など、あらゆる場と機会を通じての普及啓発を進めるとともに、人権についての理解と認識を深める学習機会の提供を推進します。

#### （５）青少年の健全育成

青少年が明るく、創造性に富み、心身ともに豊かな人間性を身につけることができるよう、家庭、地域及び学校、そして関係団体が一体となり、多様な活動ができる機会の提供や広報、活動拠点の整備・充実などを図ります。また、青少年の自主的な活動を支援するため、青少年団体への積極的な支援と指導者やリーダーの育成を推進します。

#### （６）女性の社会参画

男女がお互いの人格を尊重し、女性が男性とともに社会のあらゆる分野において平等かつ対等に参加する機会を確保し、充実させることにより、女性の社会的地位の向上を図ります。そして、あらゆる分野への男女共同参画促進のための教育を推進し、各種団体の育成及び指導者の養成を行います。

また、女性が働き続けるための社会環境を整備するため、保育サービスの充実や子育て支援センターの設置を推進します。

さらに、児童や家庭が抱える様々な問題を解決するため、相談機能を強化し、虐待防止やDV問題の防止に努めるなど、健全な家庭生活を支援します。

新町においては、男女共同参画社会の実現を計画的、具体的に推進するため、男女共同参画計画を策定します。

<具体的施策>

	施策項目	主要施策
5 教育・文化の充実、女性の社会参画	学校教育の充実	公立学校施設整備事業
		情報教育の推進事業
		英語指導助手（ALT）配置事業
		芸術・文化体験事業
		教育相談体制の充実
		学力向上支援事業
		特別支援学級支援事業
		遠距離通学者支援事業
		特色ある学校づくり事業
		学校図書整備事業
	生涯学習の充実	生涯学習の推進
		生涯学習情報の提供
		生涯学習に関する NPO 団体等の育成と組織充実
		人材の育成
		生涯学習・図書施設の設置と充実
		公民館等の整備
	文化・スポーツの振興	芸術文化の振興
		伝統文化の継承、保護
		文化財調査研究、活用
		資料館の建築と整備
		スポーツ大会等の実施
		スポーツ団体の育成
		運動施設の整備と充実
		文化センター等施設の整備と充実
	人権教育の充実	人権教育推進
	青少年の健全育成	家庭教育の充実
		地域教育力の向上
		健全育成環境づくり
		青少年の研修・学習の推進
青少年活動・体験センターの整備と充実		
青少年団体育成		
女性の社会参画	男女共同参画社会の実現	
	女性団体育成	

## 6 連携・交流の促進，行政サービスの向上

### (1) 地域の交流の促進

地域コミュニティ組織は、住民に最も身近な自治活動単位であり、住民参画のまちづくりの基礎となるものです。そのため、コミュニティの育成について、地域コミュニティ施設の整備、役場や出張所及び連絡所等の施設をまちづくりの拠点施設として整備し、コミュニティリーダーの育成等により、自主的な地域づくりの活動を支援します。

住民相互の交流、住民と町外からの訪問客との交流活動の拠点となる施設等の整備により、多様な交流の輪づくりでまちづくりを進めていく施策を推進します。

### (2) 国際交流の促進

国際的な視野を広げる国際性豊かな人づくりを目指し、国際理解、外国語教育の充実、海外研修、留学等の事業の推進、国際友好、姉妹都市提携等の検討など、海外との多様な国際交流に取り組みます。

案内標識、ガイド冊子等への英語併記の推進やインターネットなどICT活用の環境整備等による外国人対応の行政サービスなど、国際化に対応できる地域づくりを進めます。

### (3) 行政サービスの向上

地方分権の進展や住民の行政に対するニーズの多様化・複雑化等により、住民と行政相互の情報交流・共有を図り、住民と行政との適正な役割分担と連携により協働するまちづくりが必要になります。そのため、行政運営や施策事業について住民への様々な情報提供および情報公開を行い、住民意向を的確に把握し、それを適切に反映するための広報広聴機能の拡充を推進するとともに個人情報保護についても十分に配慮し、住民一人ひとりが安心して暮していけるようにきめ細やかな行政サービスの向上に努めます。

総合行政ネットワーク及び社会保障・税番号制度等の対応に向け、電子自治体の統一システムの構築と利活用を推進し、高度な行政サービスの提供を図ります。また、住民意向の把握及び行政・教育・文化・防災情報等の公開を迅速かつ効率的に行うなど、行政と住民間の総合的な情報受発信システムの構築を推進します。

ICTを活用した文書管理・電子決裁、GIS（地理情報システム）を活用した全庁的な地図システムの構築による管内図等の整備及び活用など、行政運営の合理化・効率化を図ります。

地方分権の進展や多様な行政ニーズに対応する健全な行財政運営を行うために、長期的な展望に立ち、事業の重要度・緊急性・効率性等を考慮し、限られた財源の効率的配分と経常経費の節減合理化に努めます。

<具体的施策>

施策項目		主要施策
6 連携・交流の促進 行政サービスの促進	地域の交流の促進	地域コミュニティー施設の整備
		交流活動施設等の整備
		役場、出張所及び連絡所等の施設の整備
	国際交流の促進	国際交流の推進
		海外研修、留学等の事業の推進
		国際友好・姉妹都市提携の推進
		国際化に向けた環境整備
	行政サービスの向上	広報広聴機能の拡充
		行政の情報化推進
		電子自治体推進事業
		総合行政ネットワークの構築と利活用
		地籍活用GIS推進事業
		各種公共施設・学校施設等の有効利用の促進

## VI 新町における県事業の推進

### 1. 和歌山県の役割

新町のまちづくりにおいては、地域全体の一体化を進め、地域の一層の発展のために、幹線道路の整備、農林業振興のための基盤整備、生命と財産を守るための防災対策の強化を図るとともに、地域の特色を生かしたまちづくりを推進することが重要になります。

和歌山県と連携を図りながら、新町のまちづくりに必要な県事業の推進に向けて積極的に取り組んでいきます。

### 2. 主な県事業等

施策項目	主要事業
農林業の振興	・ 県営ため池等整備
	・ 県営一般農道整備
	・ 森林居住環境整備
幹線道路の整備	・ 国道改築(480号)
	・ 国道改築(424号)
	・ 県道吉備金屋線
	・ 県道海南金屋線
	・ 県道美里龍神線
・ その他の県道	
防災対策の強化	・ 地すべり対策
	・ 土石流対策
	・ 急傾斜地崩壊対策
	・ 河川改修整備

### 3. 主な財政支援

市町村合併支援特例交付金	合併後のコミュニティの活性化に資する事業の財源として1億円に合併関係市町村数を乗じた金額を交付
--------------	---



## **Ⅶ 公共的施設の統合整備**

公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう配慮し、地域の特性やバランス、また、住民生活の利便性や財政事情を考慮し、逐次検討・整備していくことを基本とします。

また、各種公共施設の利用・運営状況や目的などを踏まえ、適切な施設間の連携・機能の分担、施設の統合などについて十分な検討を行い、それぞれの機能の充実を図ります。

## Ⅷ 財政計画

### 財政計画作成にあたっての基本的な考え方

新町における財政計画は、平成17年度から令和7年度までの財政計画状況を、現行制度に基づいた上で、過去の実績や経済情勢等を勘案し、歳入・歳出の項目ごとに推計し、普通会計ベースで作成したものです。

積算に当たっては、歳入面では地方税等の自主財源の他、地方交付税や補助金・交付金等は過大になることのないよう見積もる一方、歳出面では、想定される合併効果（人件費の削減や効率的な事務執行組織など）を加味し、この新町まちづくり計画に掲載している主要施策を計画的に進捗させていくことを前提としています。

### 【歳入】

#### 1. 地方税・譲与税・交付金

過去の実績と今後の経済見通し等を踏まえ、人口推移を勘案しながら現行制度を基本としつつ、今後の税制改正も加味した上で推計しています。

#### 2. 地方交付税

普通交付税における算定の特例（合併算定替）により算出しています。基準財政需要額については、過去からの段階補正・公債費算入分を勘案して算定基礎となる推計人口等に基づき算出し、基準財政収入額については、推計した地方税等による影響額に基づき算出しています。合併算定替終了に向けた影響についても、激変緩和措置期間における各年度の減算率を加味して反映していきます。

#### 3. 使用料・手数料

過去の実績による人口推計とともに合併調整方針に伴う住民負担の影響分を見込んで推計しています。

#### 4. 分担金・負担金

過去の実績を踏まえ、新町まちづくり計画に基づく事業による住民負担の影響分を見込んで推計しています。

#### 5. 国庫支出金・県支出金

過去の実績を踏まえ、福祉関連補助金・負担金については、扶助費の推進と連動させつつ、また、普通建設事業費支出金については、新町まちづくり計画に基づく事業による影響分を見込んで推計しています。

#### 6. 繰入金

繰入金は、主要事業の実施等に伴う年度間調整をするため、各種基金を効率的に活用していく方針のもとで推計しています。

#### 7. 地方債

新町まちづくり計画に基づく事業の財源として、合併特例債や通常債等の発行分を見込んで推計しています。

#### 8. その他の収入（財産収入・寄附金・繰越金・諸収入）

財産収入・寄附金は、過去の実績を踏まえて推計しています。

繰越金は、前年度の歳入・歳出差引額（収支）を見込んで推計しています。

諸収入は、過去の実績を踏まえ、合併調整方針に伴う住民負担の影響分を見込んで推計しています。

## 【歳 出】

### 1. 人件費

合併後退職者の補充を抑制することによる一般職職員の削減、合併に伴う特別職職員の減等を見込み、また、定期昇給についても過去の昇給率の平均値を参考にしながら推計しています。

### 2. 物件費

過去の実績を踏まえ、合併による事務的経費削減効果を見込むとともに、臨時的経費分を加味して推計しています。

### 3. 維持補修費

過去の実績を踏まえ、新町における行政財産等の管理状況を勘案して推計しています。

### 4. 扶助費

過去の実績を踏まえ、人口推計を勘案するとともに、合併調整方針に伴う行政サービスの格差是正等のための経費を見込んで推計しています。

### 5. 補助費等

過去の実績を踏まえ、合併調整方針に伴う行政サービスの格差是正等のための経費を見込んで推計しています。

### 6. 公債費

前年度末までの地方債に係る償還予定額と、新町における新たな合併特例債等に係る償還分を見込んで推計しています。

### 7. 積立金

合併後の地域振興のための基金造成による積立分を見込んで推計しています。

### 8. 投資・出資・貸付金

過去の実績を踏まえ固定で推計しています。

### 9. 繰出金

事業会計である、国民健康保険・老人保健・介護保険に関しては現行制度を基本とし、公営企業会計に関しては収支見通しに配慮すると共に、各特別会計の過去の実績を踏まえ、合併調整方針に伴い影響する経費等を見込んで推計しています。

### 10. 投資的経費

新町まちづくり計画に基づき、想定される事業費を見込んで推計しています。

財政計画

(単位:百万円)

		H17決算	H18決算	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算	H24決算
歳入	地方税	2,573	2,611	2,881	2,910	2,825	2,814	2,886	2,896
	地方譲与税	331	423	240	230	194	188	183	176
	税交付金	431	443	447	408	361	356	333	334
	うち地方消費税交付金	236	241	239	227	236	236	225	221
	地方特例交付金 交通安全対策特別交付金	81	66	25	43	51	61	57	15
	地方交付税	6,828	6,789	6,608	6,907	6,819	7,333	7,209	7,055
	使用料・手数料	258	261	252	250	247	268	265	263
	分担金・負担金	54	52	43	53	51	50	53	64
	国庫支出金	872	908	1,864	1,320	1,408	1,582	1,261	1,694
	県支出金	2,014	1,596	1,190	1,157	1,534	1,594	1,423	1,508
	繰入金	1,841	708	1,107	161	336	172	126	232
	うち基金繰入金	1,839	706	1,105	160	293	135	99	208
	地方債	2,578	2,235	1,929	2,160	2,766	2,133	2,544	3,046
	うち臨財債	588	523	454	425	660	882	642	622
その他の収入	695	438	445	535	1,235	748	638	654	
<b>歳入計 A</b>	<b>18,556</b>	<b>16,530</b>	<b>17,031</b>	<b>16,134</b>	<b>17,827</b>	<b>17,299</b>	<b>16,978</b>	<b>17,937</b>	
歳出	人件費	3,565	2,932	2,898	2,897	3,028	3,036	3,063	2,962
	物件費	2,150	1,882	1,987	1,852	2,109	1,888	2,153	1,989
	維持補修費	163	111	101	134	165	165	181	207
	扶助費	531	585	621	636	664	1,014	1,085	1,103
	補助費等	1,565	1,373	1,381	1,344	1,734	1,266	1,227	1,256
	うち病院会計								
	うち一部事務組合	692	652	697	659	614	593	562	574
	公債費	3,351	3,417	4,040	3,153	3,041	2,842	2,746	2,619
	積立金	521	549	617	589	687	1,617	856	1,054
	投資及び出資金・貸付金	70	16	1	23				
	うち病院会計								
	繰出金	1,382	1,403	1,390	1,659	1,713	1,792	1,764	1,846
	うち下水道会計	91	57	74	95	107	396	378	429
	うち国保会計	245	301	289	282	279	295	262	279
うち介護会計	287	327	338	350	365	386	397	427	
投資的経費	5,053	4,040	3,734	2,871	4,180	3,261	3,487	4,412	
うち普通建設事業費	4,968	3,942	3,627	2,814	4,119	3,143	3,002	3,794	
<b>歳出計 B</b>	<b>18,351</b>	<b>16,308</b>	<b>16,770</b>	<b>15,158</b>	<b>17,321</b>	<b>16,881</b>	<b>16,562</b>	<b>17,448</b>	
歳入歳出差引 (A - B) C	205	222	261	976	506	418	416	489	
翌年度繰越財源 (見込額) D	101	60	124	642	185	131	123	115	
<b>実質収支 (C - D) E</b>	<b>104</b>	<b>162</b>	<b>137</b>	<b>334</b>	<b>321</b>	<b>287</b>	<b>293</b>	<b>374</b>	
実質収支比率	1.1	1.7	1.5	3.3	3.1	2.7	2.8	3.7	

積立基金残高	5,078	4,921	4,433	4,862	5,256	6,737	7,494	8,339
うち財政調整基金	1,788	1,788	2,089	2,295	2,623	3,428	4,036	4,043
うち減債基金	687	984	273	237	164	165	166	160
その他基金	2,604	2,150	2,071	2,330	2,469	3,144	3,292	4,136

地方債残高	26,103	25,408	23,753	23,180	23,303	22,979	23,153	23,942
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

標準財政規模 (臨財債発行可能額含み)	9,335	9,342	9,245	10,053	10,193	10,715	10,304	10,163
---------------------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------

健全化判断比率の見通し

	H17決算	H18決算	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算	H24決算
実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	-	-
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	-	-
実質公債費比率	16.0	18.1	19.0	18.0	16.2	14.2	13.5	12.7
将来負担比率	-	-	109.7	106.0	96.5	76.7	66.3	73.4

※「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は▲表示の場合が赤字。

財政計画

(単位:百万円)

	H25決算	H26決算	H27決算	H28決算	H29決算	H30決算	R1決算	R2
歳入								
地方税	2,924	2,966	2,923	2,949	2,994	2,995	3,128	2,937
地方譲与税	167	159	155	153	152	153	184	212
税交付金	352	380	581	509	565	581	538	601
うち地方消費税交付金	219	267	462	418	441	467	444	515
地方特例交付金 交通安全対策特別交付金	14	14	15	16	18	21	125	27
地方交付税	7,040	6,849	6,892	6,733	6,673	6,557	6,422	6,363
使用料・手数料	270	258	280	261	274	269	217	176
分担金・負担金	55	42	22	26	40	36	18	17
国庫支出金	956	1,162	1,420	1,050	1,116	992	1,157	4,360
県支出金	1,554	1,250	1,257	1,957	1,191	1,210	1,355	1,175
繰入金	266	112	347	239	285	1,136	700	1,233
うち基金繰入金	223	74	347	239	285	1,110	692	1,233
地方債	2,715	1,363	1,685	1,768	1,215	1,123	1,164	2,235
うち臨財債	611	581	557	448	472	459	348	343
その他の収入	771	647	956	1,032	950	969	1,236	976
<b>歳入計 A</b>	<b>17,084</b>	<b>15,202</b>	<b>16,533</b>	<b>16,693</b>	<b>15,473</b>	<b>16,042</b>	<b>16,244</b>	<b>20,312</b>
歳出								
人件費	2,895	2,959	2,889	2,827	2,823	2,872	2,871	3,116
物件費	2,018	2,018	2,125	2,243	2,253	2,358	2,436	2,540
維持補修費	204	189	188	182	246	203	176	150
扶助費	1,120	1,271	1,208	1,389	1,218	1,230	1,255	1,309
補助費等	1,244	1,168	1,244	1,211	1,346	1,329	1,336	5,001
うち病院会計								
うち一部事務組合	576	519	430	425	439	458	364	843
公債費	2,656	2,489	2,579	2,596	2,738	3,261	2,931	2,391
積立金	1,134	1,118	1,297	1,142	864	501	699	435
投資及び出資金・貸付金	30							
うち病院会計								
繰出金	1,842	1,949	2,049	2,094	2,207	2,321	2,395	2,425
うち下水道会計	414	466	500	566	656	766	818	858
うち国保会計	266	284	339	294	288	273	270	279
うち介護会計	428	451	458	467	475	481	505	507
投資的経費	3,601	1,559	2,351	2,618	1,379	1,384	1,687	2,451
うち普通建設事業費	3,361	1,220	1,922	2,529	1,273	968	1,372	2,451
<b>歳出計 B</b>	<b>16,744</b>	<b>14,720</b>	<b>15,930</b>	<b>16,302</b>	<b>15,074</b>	<b>15,459</b>	<b>15,786</b>	<b>19,818</b>
歳入歳出差引 (A - B) C	340	482	603	391	399	583	458	494
翌年度繰越財源 (見込額) D	100	171	206	63	48	234	92	
<b>実質収支 (C - D) E</b>	<b>240</b>	<b>311</b>	<b>397</b>	<b>328</b>	<b>351</b>	<b>349</b>	<b>366</b>	<b>494</b>
実質収支比率	2.4	3.1	3.9	3.3	3.5	3.5	3.7	4.8

積立基金残高	9,250	10,294	11,272	12,183	12,786	12,176	12,183	14,326
うち財政調整基金	4,051	4,058	4,066	4,075	4,082	4,095	4,131	4,143
うち減債基金	361	661	862	1,643	1,847	1,221	814	817
その他基金	4,838	5,575	6,344	6,465	6,857	6,860	7,238	9,366

地方債残高	24,349	23,550	22,949	22,379	21,081	19,137	17,520	17,259
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

標準財政規模 (臨財債発行可能額含み)	10,189	9,994	10,129	9,982	9,992	9,900	9,830	10,226
---------------------	--------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	--------

健全化判断比率の見通し

	H25決算	H26決算	H27決算	H28決算	H29決算	H30決算	R1決算	R2
実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	-	-
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	-	-
実質公債費比率	12.3	11.2	10.5	10.3	11.3	12.6	13.4	12.9
将来負担比率	65.9	54.6	44.2	33.1	15.0	8.6	-	20.7

※「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は▲表示の場合が赤字。

# 財政計画

(単位:百万円)

		R3	R4	R5	R6	R7	H17~R7計
歳入	地方税	2,866	2,853	2,844	2,767	2,743	60,284
	地方譲与税	211	230	230	249	249	4,466
	税交付金	629	629	629	629	629	10,365
	うち地方消費税交付金	544	544	544	544	544	7,815
	地方特例交付金 交通安全対策特別交付金	27	27	27	27	27	784
	地方交付税	6,317	6,227	6,112	6,016	5,959	139,708
	使用料・手数料	175	175	174	174	173	4,940
	分担金・負担金	17	17	17	15	15	757
	国庫支出金	1,083	1,039	958	989	909	28,100
	県支出金	1,111	1,115	1,131	1,093	949	28,364
	繰入金	581	1,012	937	736	736	13,003
	うち基金繰入金	580	1,012	936	736	736	12,748
	地方債	941	845	1,022	901	808	37,176
	うち臨財債	343	343	343	343	343	10,330
その他の収入	991	722	904	832	932	17,310	
<b>歳入計 A</b>	<b>14,949</b>	<b>14,891</b>	<b>14,985</b>	<b>14,428</b>	<b>14,129</b>	345,257	
歳出	人件費	3,092	3,093	3,084	3,083	3,078	63,063
	物件費	2,212	2,353	2,345	2,253	2,251	45,415
	維持補修費	150	150	150	150	150	3,515
	扶助費	1,316	1,322	1,329	1,336	1,343	22,885
	補助費等	1,358	1,311	1,513	1,426	1,300	31,933
	うち病院会計						0
	うち一部事務組合	412	366	567	480	455	11,380
	公債費	2,552	2,493	2,270	2,128	2,026	58,319
	積立金	312	311	309	308	167	15,087
	投資及び出資金・貸付金						140
	うち病院会計						0
	繰出金	2,427	2,451	2,442	2,414	2,377	42,342
	うち下水道会計	877	883	881	875	856	11,042
	うち国保会計	279	279	279	279	279	5,920
うち介護会計	515	522	530	538	546	9,300	
投資的経費	1,304	997	1,207	893	835	53,304	
うち普通建設事業費	1,243	937	1,147	833	775	49,440	
<b>歳出計 B</b>	<b>14,723</b>	<b>14,481</b>	<b>14,649</b>	<b>13,991</b>	<b>13,527</b>	336,003	
歳入歳出差引 (A-B) C	226	410	336	437	602	9,254	
翌年度繰越財源 (見込額) D						2,395	
<b>実質収支 (C-D) E</b>	<b>226</b>	<b>410</b>	<b>336</b>	<b>437</b>	<b>602</b>	6,859	
実質収支比率	2.2	4.1	3.4	4.4	6.1		

積立基金残高	11,057	10,356	9,730	9,301	8,733	187,527
うち財政調整基金	3,951	3,659	3,366	3,173	2,879	71,820
うち減債基金	819	820	821	824	825	15,170
その他基金	6,287	5,877	5,541	5,305	5,028	103,537

地方債残高	15,779	14,458	13,400	12,417	11,437	427,536
-------	--------	--------	--------	--------	--------	---------

標準財政規模 (臨財債発行可能額含み)	10,176	10,077	9,959	9,852	9,792	
---------------------	--------	--------	-------	-------	-------	--

健全化判断比率の見通し (単位:%) (単位:%)

	R3	R4	R5	R6	R7
実質赤字比率	-	-	-	-	-
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-
実質公債費比率	12.8	13.1	13.6	13.2	12.4
将来負担比率	21.7	22.5	15.3	6.7	-

※「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は▲表示の場合が赤字。





**吉備町・金屋町・清水町合併協議会**

---

〒643-0152 和歌山県有田郡金屋町金屋7番地  
TEL 0737-32-9410 0737-32-9411  
FAX 0737-32-9412  
e-mail kibi-kanaya-simizu@rapido.ocn.ne.jp  
URL <http://www.arida-river-3town.join.-us.jp/>

---

平成17年1月

**平成26年12月変更  
令和2年12月変更  
有田川町**